

○厚生労働省令第十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五号の十一中「製剤」の下に「。ただし、一片中（一〇R・一一S）—N—〔（一R・六S・九S・一一R・一一S・一四aS・一五S・一〇S・一一S・一二五aS）—一一—〔（一一アミノエチル）アミノ〕—一一〇—〔（一R）—三—アミノ—一—ヒドロキシプロピル〕—一一—〔（一S・一S）—一・二—ジヒドロキシ—一—（四—ヒドロキシフェニル）エチル〕—一一・一一五—トリヒドロキシ—六—〔（一R）—一—ヒドロキシエチル〕—五・八・一四・一九・一一・一二五—くキサオキソテトラコサヒドロ—一H—ジピロロ〔一・一—c・二・一—〕〔一・四・七・一〇・一三・

一六」ヘキサアザシクロヘンイコシン一九一イル」一一〇・一一ジメチルテトラデカンアミドとして五一
・二 μ ^g以下を含有する体外診断薬を除く。」を加え、同項第九十六号に次のように加える。

(21) 一容器中デオキシグアノシン、五ニリン酸として一g以下を含有する体外診断薬

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の十二た
だし書及び第九十六号(21)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付
文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示の
あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。